

確定申告について～寄附金控除の入力方法～①

本学へのご寄附は、寄附者が個人の場合、所得税法上の寄附金控除の対象となり、確定申告を行うことにより、税制上の優遇措置を受けることができます。
寄附金控除には、「所得控除」と「税額控除※対象となる特定基金が限定されます」の2種類があります。

※税額控除対象の特定基金

次の特定基金へのご寄附は、「**所得控除**」または「**税額控除**」のいずれかを選択することができます。

- ・**大阪大学修学支援事業基金**
 - ・**大阪大学研究等支援事業基金**
 - ・修学支援事業基金（高等司法研究科）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策基金で「学生支援」へのご寄附
- *該当するご寄附の場合、領収書をお送りした際に税額控除に係る証明書を同封しております

ゆめ基金及び上記以外の特定基金へのご寄附は「**所得控除**」の適用となります。

国税庁ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）より確定申告書を作成される場合の「寄附金控除」の入力方法については、以下の点にご注意ください。

※詳細な手順は国税庁ホームページの「ご利用ガイド」をご覧ください。

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/st/guide/top>

※作成コーナー

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

※FAQ 作成コーナーで「寄付金控除」を入力したい

<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/faq/nyuryoku/13.htm>

確定申告について～寄附金控除の入力方法～②

所得控除・税額控除共通

①令和7年分の申告書等の作成→「**所得税**」を選択のうえお進みください。

作成する申告書等の選択

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和7年分の申告書等の作成



過去の年分の申告書等の作成



作成する申告書等と年分を選択してください。

令和7年分の申告書等の作成



所

所得税

所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。

**青色 白色
決 所**

**決算書・収支内訳書
(+所得税)**

事業所得や不動産所得、雑業務に係る雑所得のある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

消

消費税

個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

贈

贈与税

財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

②「控除の入力」画面で「**寄附金控除／政党等寄附金等特別控除**」を選択

①申告準備 → ②収入等入力 → ③控除等入力 → ④その他入力 → ⑤印刷 → ⑥データ保存等

控除の入力 (1/2)

支出に関する控除の入力

ふるさと納税などの寄附をした方

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方
確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除

政党等寄附金等特別控除



※以降、所得控除・税額控除で入力方法が異なりますのでご注意ください

確定申告について～寄附金控除の入力方法～③－1

所得控除を選択する場合

③ 「寄附金受領証明書等の入力」画面で「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択。

寄附金控除等の入力

寄附金受領証明書等の入力 1件目

寄附金受領証明書等を1件ずつ入力してください。
なお、同じ種類の寄附金については、まとめて入力することができますので、入力方法を確認してください。

›まとめて入力する方法

寄附年月日

令和7(2025)

寄附金の種類

選択してください

選択してください

- 市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）
- 都道府県に対する寄附金（ふるさと納税など）
- 国に対する寄附金
- 日本赤十字社に対する寄附金
- 共同募金会に対する寄附金
- 政党又は政治資金団体に対する寄附金
- 認定NPO法人等に対する寄附金
- 公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金

上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

お住まいの都道府県、市区町村について該当するものを選択してください。

※大阪大学に対するご寄付の条例指定を確認できている自治体については[こちら](#)をご参照ください。

※以下についてもご確認ください。

寄附金の種類の詳細

選択してください

選択してください

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

確定申告について～寄附金控除の入力方法～③－2

税額控除を選択する場合

- ③ 「寄附金受領証明書等の入力」画面で「**公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金**」欄を選択

寄附金控除等の入力

寄附金受領証明書等の入力 1件目

寄附金受領証明書等を1件ずつ入力してください。

なお、同じ種類の寄附金については、まとめて入力することができますので、入力方法を確認してください。

› [まとめて入力する方法](#)

寄附年月日

令和7(2025)

寄附金の種類

選択してください

選択してください

市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）

都道府県に対する寄附金（ふるさと納税など）

国に対する寄附金

日本赤十字社に対する寄附金

共同募金会に対する寄附金

政党又は政治資金団体に対する寄附金

認定NPO法人等に対する寄附金

公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金

上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

税額控除対象の特定基金※にご寄附いただいた方で**税額控除の適用**をご希望される場合：
「公益社団法人または公益財団法人等に対する寄附金」を選択してください。

※該当するご寄附の場合、領収書をお送りした際に**税額控除に係る証明書**を同封しております。

※以下についてもご確認ください。

寄附金の種類の詳細

選択してください

選択してください

住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金

住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金

住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金

住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

お住まいの都道府県、市区町村について該当するものを選択してください。

※大阪大学に対するご寄付の条例指定を確認できている自治体については[こちら](#)をご参照ください。

【お問い合わせ先】

大阪大学未来基金事務局

E-mail : kikin@office.osaka-u.ac.jp